

《 強制執行のお手続きの流れについて

債権者…強制執行申立のお手続きをされる方 債務者…支払い義務がある方

強制執行は裁判所に申し立てるものですが、

公正証書による強制執行は次のような公証役場での準備手続が必要です。

以下は、対面でのお手続きについてですが、郵送による請求も可能です。 郵送に関しては直接春日部公証役場までお問い合わせください。

1,必要書類をご準備ください。

- (1) 公正証書の正本
- (2) 債権者の本人確認書類
- (3) 債権者の認印(本人確認書類が印鑑登録証明書の場合は実印)
- (4) 債権者の住所が公正証書作成時から変わっている場合には変わったことが分かる書類(住民票または戸籍の附票)
- (5) 債務者の住所が公正証書作成時から変わっている場合には変わったことが分かる書類(住民票または戸籍の附票) ※住所変更が1回のみ…住民票
 - ※住所変更が2回以上…戸籍の附票

2, 書類のご準備ができましたら、公証役場に予約の御連絡をおねがいします。

申請手続きには30分~40分かかります。

一度目は強制執行申立のための書類記入をしていただき、二度目は送達証明書受渡しと書類記入が必要となります。 必ず 2 回は役場に足を運んでいただきます。

- 3、公証役場から債務者宛に、債務名義のある公正証書の謄本を送付します。
 - …特別送達といいます。

債務者に届くまで、10日~2週間ほどかかります。

※宛先不明で債務者に届かない場合は、債権者へご連絡いたします。

- 4、送達が完了したら、公証役場が送達証明書を作成し、債権者へご連絡いたします。
- 5, 債権者の方に再訪して頂き, 必要書類を記入していただきます。

本人確認書類と,本件申請(前回来訪)の際にご使用になられた認印をお持ちください。

※特別送達に要した手数料を現金でお支払いいただきます。約7千円ほどかかると思われます。

下記書類をお渡しします。

- (1) お持ちいただいた公正証書正本 (公証人の執行文を付けたもの)
- (2) 送達証明書
- (3) 役場にお支払いいただいた手数料の領収書
- 6、管轄の地方裁判所に強制執行を申し立て、5に記載の書類3点を提出していただきます。

差し押さえの手続きは、地方裁判所が行いますので、詳しくは該当の地方裁判所へお尋ねください。

東京地方裁判所民事執行センターのHP



https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section21/index.html

さいたま地方裁判所 所在地一覧



https://www.courts.go.jp/saitama/about/syozai/index.html